

令和5年度

第1回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月7日(金)午前10時00分

場 所 中央公民館大研修室

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	×	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 13名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 仲井光吉委員 河野秀行委員
岩坂信也委員 尾上慎一委員 内田津芳委員 田中健市委員 羽矢勝幸委員
早田彰臣委員 板井伸博委員 秋成淳委員

事務局職員 4名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英
真玉分室長 植田克己

会議に付した事件

- 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による所有者移転の許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付（案）について・・・別紙
- 議案第6号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地用施設の届出について
- (3) 農地所有適格法人に関する要件適格届出書について

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 最初に令和5年度第1回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。 従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。
議 長	皆さん、おはようございます。4月9日は、県議会議員と県知事選挙の投票日です。いずれも新人です。また、昨日、参議院補選が告示され、引き続き選挙戦です。必ず投票に行きましょう。 それから、先般の人事異動で3年間、指導してくださった、應利補佐が市民課へ、あらたに近藤主幹が着任いたしましたので宜しく願い致します。 それから、先月の総会時に皆さん方に協力依頼を致しました、 のエリアンサス試験栽培ですが、会社の都合で、 のバイオマス工場の近隣での栽培となり、中止を余儀なくされ、残念でなりません。 それから農業委員、推進委員が9月末で改選の件でございます。各自治会や関係機関に応募依頼を行っていますが、募集期間は、4月20日から5月29日まででございます。希望するのは全員方が、留任を願うものであります。 それでは令和5年度第1回豊後高田市農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって、議事録署名委員に、10番：内田勝夫委員及び12番：市成信正委員にお願いします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、1ページからです。 申請番号1番、所在が 字 番 外 筆、地目は田と畑、合計

面積が 5,293 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

申請番号 2 番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目は田と畑、合計面積が 7,253 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 3 番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目は田、合計面積が 981 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 4 番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目は田、合計面積が 983 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 5 番、所在が[]字[]番[]、地目は田、面積が 615 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 6 番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目は田、合計面積が 744 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 7 番、所在が[]字[]番[]外[]筆、地目は田、合計面積が 5,397 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 8 番、所在が[]字[]番、地目は田、面積が 1,068 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 9 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面積が 1,824 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可取り消しについて審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可取り消しについて、次のとおり、申請がありましたので意見を求めます。5ページをご覧ください。 申請地は、 字 番外 筆の田と畑、合計面積 734 m²で、許可年月日は、令和元年7月5日、指令番号3-1-33号の所有権移転許可済み案件です。 譲渡人が耕作できなくなったため、譲受人に申請地を渡し耕作してもらうことにしていたが、譲受人もこれまで耕作できず、現在、譲渡人が除草等管理している状況です。 今回、所有権移転をしないことになったとのことで、許可取り消しの申請に至りました。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	事務局による現地確認の結果、取消し申請内容に間違いのないことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、許可を取り消すことにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可を取り消すことに決しました。 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の6ページからです。 申請番号1番、申請地は、 字 番 で、地目は畑、面積が 55 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。 転用目的は進入路用地です。

申請地は、県道[]線と市道[]線の交差点の西側約[]mの場所に位置し、東に[]、周囲を[]に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は日出町の主婦で、申請地を購入し隣接地に設置している太陽光発電施設の進入路とする計画です。

申請地は既に舗装され、進入路として整備、使用されていることから、譲渡人に確認すると、申請地が、他者所有の農地であることを知らずに、令和元年10月頃から太陽光施設の出入り口として使用している。この度、譲渡人から購入することになった。本来、原状復旧し、その後、転用申請すべきであるが、現状のままで許可をお願いしたいとの始末書が提出されています。よって、本件は追認案件となります。

既に造成は終わっていることから、土砂等の流出や崩壊の恐れはなく、周囲に農地がないため、営農に支障をきたす恐れはないものと考えられます。

雨水排水は、市道側溝で処理しています。

申請者は、このほか農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費として[]円を見込んでおり、預金で賄う計画で、費用を超える残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和5年6月30日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のオの(イ)で、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合に該当します。

申請番号2番、申請地は、[]字[]番[]、地目は田、面積185㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は一般住宅用地です。

市道[]線と[]線の交差点に位置し、北と西に[]、東と南を[]に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内の会社員で、申請地と隣接する宅地を購入し、建築面積126.12㎡の木造平屋建て住宅を建設する計画です。

現状のまま整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

平屋であり、日照及び通風をさえぎる建築物ではないことから、周辺農地への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理後、北側の市道側溝に放流し、雨水排水についても自然浸透のほか、オーバーフロー分については北側の側溝へ放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は 〇〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、金融機関からの借入で賄う予定で、金融機関が発行した融資予定証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和5年10月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のオの(イ)のbで、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号3番申請地は、〇〇〇字 〇〇〇番 〇〇外 〇〇筆、地目は田、合計面積 542 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は、第1種低層住居専用地域に該当します。

転用の目的は一般住宅用地です。

〇〇〇橋から市道 〇〇〇線に入り約 〇〇〇mの場所に位置し、北に 〇〇〇、東を 〇〇〇、南を 〇〇〇、西は 〇〇〇に接しています。

申請者は宇佐市の会社員夫婦で、申請地に建築面積 109.3 m²の木造平屋建て住宅を建設する計画です。

現状のまま整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

平屋であり、日照及び通風をさえぎる建築物ではないことから、周辺農地への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は、西側の公共下水道に放流し、雨水排水については、自然浸透のほか、オーバーフロー分については、西側の市道側溝へ放流する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有するものはいません。

農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として 〇〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、すべて借入れでまかなう計画で、金融機関の住宅ローン応諾書の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和5年9月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。

最初に、申請番号1番につきまして、筒井正之推進委員から意見をお願い

	します。 筒井正之 推進委員 それでは申請番号1番、3月24日に農業委員会、農業委員、そして私で現地の調査をしました結果、現在、申請当該地については、進入路として使用しており、先程事務局より説明のあったとおり、特に問題はないと思われますのでご審議の程よろしくお願い致します。
議 長	はい、同じく現地確認をしていただきました、3番：河野委員からも意見があればお願いします。
3 番： 河野委員	先程筒井委員からも、それと事務局からもありました様に、もう太陽光が出来ていまして、その面積も55㎡という事でありまして、もう別に問題はないと思います。宜しくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に申請番号2番、3番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。
永野次郎 推進委員	さる3月23日、私と中野委員と事務局とで現地を確認しました。先程事務局の説明とおり、問題ないと思われます。
議 長	はい、ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、5番：中野委員からも意見があればお願いします。
5 番： 中野委員	先程事務局ならびに永野推進委員も説明のとおりであり、問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第4号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局	議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき審議を求めます。 それでは、集積表が21ページにありますのでご覧ください。 表の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が37,580㎡、畑の面積が26,720㎡の合計面積が64,300㎡で、利用権を設定する農家数46戸、利用権の設定等を受ける農家数19戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積30,208㎡、使用貸借に係る面積34,092㎡です。 詳細につきましては、議案書8ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議がなしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第5号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業における、農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります別紙、貸付調書についてあわせてご覧ください。 議案書の8ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1ページ目で、借受者、 さんに2件の合計面積が2,799㎡の貸し付けが示されています。 2ページ目で、借受者、 さんに2件の合計面積が6,721㎡の貸し付けが示されています。 3ページ目で、借受者、 さんに4件の合計面積が7,835㎡の貸し付けが示されています。

	4～5 ページ目で、借受者、[]さんに 23 件の合計面積が 12,309 m²の貸し付けが示されています。 6 ページ目で、借受者、[]さんに 2 件の合計面積が 610 m²の貸し付けが示されています。 7 ページ目で、借受者、[]さんに面積が 1,033 m²の貸し付けが示されています。 8 ページ目で、借受者、[]さんに 2 件の合計面積が 1,334 m²の貸し付けが示されています。 9 ページ目で、借受者、[]さんに面積が 481 m²の貸し付けが示されています。 10 ページ目で、借受者、[]に 4 件の合計面積が 10,447 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 6 号、非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 6 号、非農地証明願についてです。議案書 23 ページからをご覧ください。 申請番号 1 番、所在が、[]字 []番 []、地目は畑、面積 468 m²、申請人は、[]の []さんです。 申請の内容は、平成 12 年に相続したが、遠方に居住しているため、耕作できずに山林化してしまったとのことで、今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 2 番、所在が、[]字 []番 []外 []筆、地目は田、面積 4,481 m²、申請人は、[]の []さんと []の []さんです。 申請の内容は、平成 15 年に農地法第 5 条の許可を受け、店舗を建築して店舗用地として整備、現在、[]の店舗用地として利用されている土地ですが、地目変更登記を失念してしまったとのことで、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。以上です。

議 長	事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。 最初に、申請番号1番につきまして、羽矢勝幸推進委員から意見を頂きたいと思います。
羽矢勝幸 推進委員	3月23日、現地での確認をした結果、問題はないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、6番：神田委員からも意見があればお願いします。
6番： 神田委員	事務局、羽矢委員と共に、3月23日現地確認に行きまして、問題はありませんでした。以上、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号2番につきまして、永野次郎推進委員から意見をお願いします。
永野次郎 推進委員	3月23日、事務局と私と中野委員とで現地を確認に行きました。事務局の説明とおりに問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、5番：中野委員からも意見があればお願いします。
5番： 中野委員	申請のとおり、現在、 の店舗になっておりまして、平成15年4月18日付けで、転用許可をいただいておりますので、この件についてはよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しま

	した。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項1、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。 事務局 報告事項1、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり、通知がありましたので報告します。24ページからになります。 届出番号1番、所在が■■■字■■■■■■■■■■番外■■■筆、地目が田で合計面積が1,602㎡。貸人が■■■の■■■■■さんで、借人が■■■の■■■■■さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。 届出番号2番、所在が■■■字■■■■■■■■■■番外■■■筆、地目が田と畑で合計面積が13,966㎡。貸人が■■■の■■■■■さんで、借人が■■■の■■■■■さんです。解約事由については農地集積のため合意解約するものです。 届出番号3番、所在が■■■字■■■■■■■■■■番外■■■筆、地目が田と畑で合計面積が1,151㎡。貸人が■■■の■■■■■さんで、借人が■■■の■■■■■さんです。解約事由については借人の都合により合意解約するものです。以上です。 報告事項2、農業用施設の届出について、次のとおり、届出がありましたので報告します。26ページになります。 施設番号1、所有者は■■■■■の■■■■■さんで、■■■■■字■■■■■番の田に施設面積135㎡の農業用倉庫を建築したいとのことです。以上です。 報告事項3、農地所有適格法人定期報告について、次のとおり、報告書の提出がありましたので報告します。27ページになります。 報告のあった農地所有適格法人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■です。要件確認書については別紙のとおりです。以上です。 議 長 この件について、ご質問等はありませんか。 (ありませんの声) 議 長 ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。これをもちまして、令和5年度豊後高田市農業委員会第1回総会を閉会します。 お疲れ様でした。 それでは事務局より、事務連絡等がありましたらお願いします。 その他の事項 (別紙配布) 活動記録等の書類の提出について【再確認】 下限面積の撤廃について
--	---

一時転用に許可に係る農地法上の取り扱いについて
報酬の支払期日について
農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について
次回（第2回）総会について

午前 10 時 39 分
令和5年4月7日